

愛媛県八幡浜市高野地における神楽の存続要因 —民俗芸能の担い手に着目して—

村垣朱音
(愛媛大学法文学部卒業生)

要旨

近年、伝統芸能の担い手の高齢化や継承者不足が問題となっていることから、地域で守られてきた芸能や行事の存続が危機にさらされている。本研究では文化継承の実態の事例として、民俗芸能の「神楽」を取り上げ、愛媛県内の神楽の存続状況を把握したうえで、愛媛県八幡浜市高野地で伝承される神楽の担い手に着目し、その存続要因を明らかにした。愛媛県内の神楽は、中予地方および東予地方では中断した事例が多い一方、愛媛県南部の南予地方では多様な神楽が現存し、活動している。事例とした「八幡神楽高野地神楽部」は一度後継者不足で活動休止したが、現在は若年層の部員を確保し中山間地域で神楽を存続させている。農業が盛んな土地で農家が神楽の担い手として活動していることに加え、職業に関わらず地元外出身者も受け入れている。また、神楽再興当初の部員が、神楽を発起した当時の宮司の思いを継ぎ、次世代への伝承に努めている。

I はじめに

日本では第二次世界大戦後、高度経済成長期にかけて地方から都市部への人口の流入が顕著となった。その過程で地域の過疎化が進行し、高齢化や人口減少が問題となっている。そのような現状から、伝統行事や伝統芸能において、継承者の不在などで消滅していくものも少なくない(高崎, 2012)。

伝統行事や伝統芸能は、地理学だけでなく人類学、民俗学、社会学など広い分野で、その意義や意味が問われてきた。特に地理学では、地域社会とそこに住む人々との関わりから論じられる(石川, 2004)。ホブズボウム・レンジャー(2004)は、「『伝統』とは、長い年月を経たものと思われ、そう言われているものであるが、その実往々にしてごく最近成立したり、また時には捏造されたりしたものもある」と述べ、「創り出された伝統」と称される。八木(1994)にもみられるように、これまで「近代」の対義語として使用されていた「伝統」の考えを覆す「創られた伝統」の影響を受け、日本でも文化人類学や民俗学などの分野を中心に、近年伝統の概念の再考を試みる研究が増加している(倉光, 1998)。

伝統的な文化や芸能の存続には、担い手の確保が不可欠である。先行研究では、担い手の組織単位あるいは個人単位どちらに焦点を当てるかが分かれる。石川(2004)は、担い手の参加形態や動機に焦

点を当てることで新たな知見が得られると述べるように、本研究においては担い手の個人に着目する。また、担い手の後継者不足を補うために観光化が目ざされ(石川, 2004)、観光化に対する意識の違いにおいては、真正性を守ることと再生産を促すバランスが争点になると考えられる。広島県の神楽を取り上げた和田(2017)は、担い手が高齢層の場合、伝統を守るという真正性を重視するが、低年齢層は個人的関心が高く、地域内外へ発信する観光化を推進しているという。

本研究で対象とする神楽は、従来の地理学の研究では神楽が盛んな広島県や宮崎県を研究対象として取り上げられているが、隣接する愛媛県も含めた事例調査の蓄積も期待される。山本ほか(2016)は、様々な地域における文化継承の実態について、事例の蓄積と比較検討が求められると述べている。よって、愛媛県の神楽を対象とした研究もその一つの事例の蓄積となる。愛媛県内の神楽の存続状況は、愛媛県教育委員会文化財保護課が調査を行う『愛媛県の民俗芸能』で、1983年と1999年に報告書が作成されており、本研究で2024年時点の愛媛県内の神楽の現状を調査することは、伝統芸能の記録としても活用できると考えられる。

本研究で詳細に取り上げる民俗芸能の担い手は、愛媛県八幡浜市高野地の「八幡神楽高野地神楽部」

である。八幡浜市高野地は標高約300mにある中山間地域の集落で、人口減少や高齢化が進む中、神楽においては若者の担い手が確保され継承されている。八幡浜市誌編纂会（2018）によると、1979年に後継者不足で休止した神楽が、10年後農業後継者有志により再興されたという記述がある。再興後の神楽部員の属性や神楽への意識、後継ぎの確保など、現在の神楽部の実態を調査することで、本来は継承が難しいとされる地域で神楽が存続している要因の解明に繋がる。

よって本研究では、愛媛県内の神楽の存続状況を把握したうえで、愛媛県八幡浜市高野地の「八幡神楽高野地神楽部」の担い手に着目し、その存続要因を明らかにすることを目的とする。研究方法は、まず県内の神楽の奉納状況を把握するため、各市町の教育委員会や文化財保護課、地域づくり活動センター、各神楽の保存会、神社に問い合わせ、現在活動休止中の神楽に関する聞き取り調査を行った。実際に計8種類の神楽を観覧し、高野地神楽は春祭りおよび夏越ワヌケ祭で観賞した。高野地神楽の担い手21人への聞き取り調査およびアンケート調査を行い、その後調査員の協力のもと、高野地神楽の道具調査で実際に使用している道具や面、神歌本の写真撮影および記録をした。

II章では、愛媛県内の神楽の現況として、神楽分布の特徴と担い手の属性の違いを説明する。III章では、地域住民が担い手となる「八幡神楽高野地神楽部」の活動実態を述べ、調査を踏まえIV章で高野地における神楽の存続要因を考察する。

本研究で対象とする「神楽」は民俗芸能の一つに分類される。本田（1960）は民俗芸能を五分類し、第一類に神楽、第二類に田楽、第三類に風流、第四類に語り物・祝福芸、第五類に外来脈あるいはその要素を含むものとしている。神楽は祭典の時、神前に奉納される「歌舞」のことで、その起源は、神代の昔に天照大御神（あまてらすおおみかみ）が天の岩戸に籠った際、大神様を慰めるために天鈿女命（あめのうずめのみこと）が岩戸の前で舞を舞ったことにあるとされている（三村, 2013）。神楽の語源は「神座（かむくら・かみくら）」が転じたとされ、神座は「神の宿るところ」, 「招魂・鎮魂を行う場所」を意味する（八幡浜市誌編纂会, 2018）。

II 愛媛県内の神楽の現況

本研究で対象とする愛媛県は、四国地方の北西部に位置し、2024年12月現在で人口1,273,488、世帯数は602,205世帯¹⁾である。東予地方はタオル産業や造船、製紙業が盛んな工業地域で、中予地方には県庁所在地の松山市が位置し、松山城や道後温泉など観光地を含む。南予地方では、農業や漁業など第一次産業が発達している傾向にある。県内の高齢化率をみると、南予地方で高い割合となっており、大洲市を除いた8つの市町が40%以上と、高齢化が著しく進んでいる。松山市は県内で唯一高齢化率が30%以下であるが、人口減少が加速しつつあることから、今後県全体で高齢化と人口減少が進むことが予想されている。

1. 愛媛県の神楽分布の特徴

愛媛県教育委員会文化財保護課（1999）および森（2003）によると、神楽は、もともと愛媛県下ほぼ全域にあったが、東予地域では、越智郡大三島町（現今治市）の明日・大見の神楽以外は江戸中期までにすべて断絶している。中予地域は、松山市の神職で構成される「惟神会」と、東温市の上林・下林・牛渕で民間の神楽組が保存伝承に努めている。松山地方の神楽は、垂加神道の思想的影響によって江戸中期に中断したとされている。一方、南予地方では神楽が多く現存しており、幕末から明治期に再編成されたもので出雲系神楽に含まれる。出雲系神楽とは、和歌と舞とを交互につらねて一段を成すもので、段ごとに採物が代わる舞と、面をかけ岩戸開きなどの神話の場面を演じる舞から成る神事芸能で、分布は愛媛県のみにとどまらない。出雲流神楽は打楽器が必ず伴い、土地により太鼓（大太鼓、締太鼓）に摺り鉦、管楽器（笛）が加わる。舞は急速な旋回が特徴となっており、土地ごとの祭儀の一環を成し、厄払いあるいは豊作祈願の行事として親しまれる（本田, 1960）。

愛媛県内における2024年の神楽の活動状況として、愛南町の八幡野神楽と伊方町の神崎神楽が2019年頃からのコロナウイルスの蔓延を経て休止したことが挙げられる。八幡野神楽は1982年と1999年に調査されていた際には活動しており、神崎神楽も1999年の調査では活動している状況であった。以前から

担い手の高齢化や後継者不足が問題となっていた状態で持続していた他の祭りや行事も、コロナ禍を機に休止に至った事例もみられる。

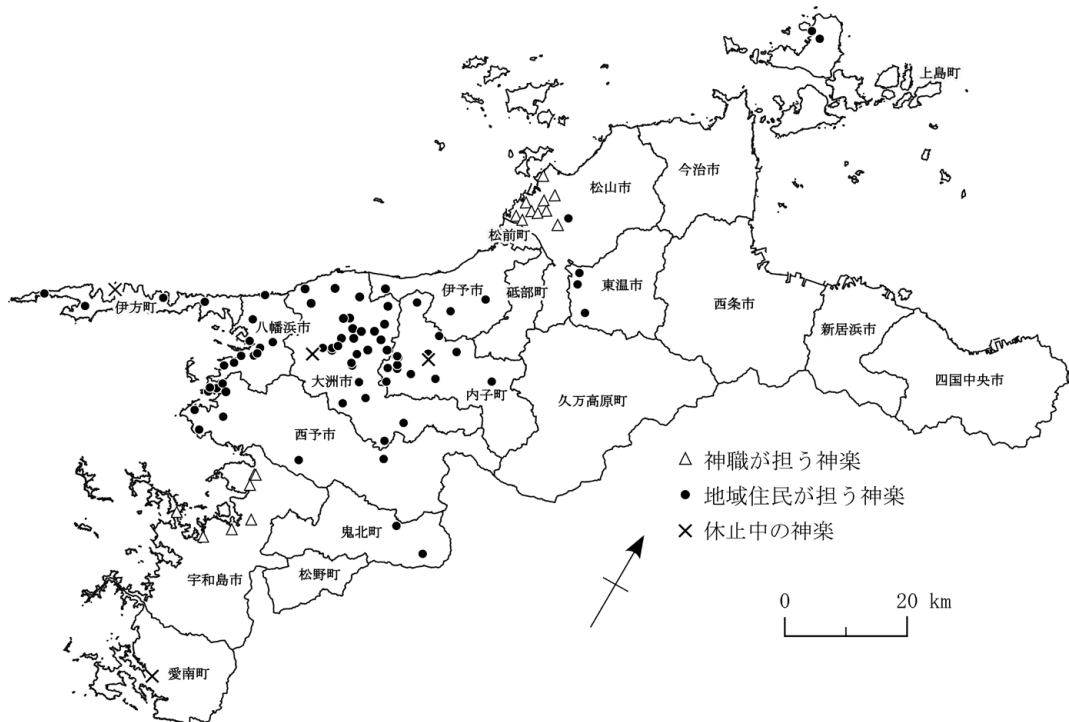
2. 担い手の属性による違い

第1図より、愛媛県内には、神職のみが担い手となっている神楽と、地域住民が担い手となる神楽に分類される。愛媛県内で神職が担い手となっている神楽は、宇和島市の伊予神楽と、松山市の伊予里神楽である。宇和島市の伊予神楽の担い手は、宇和島市、鬼北町、愛南町、西予市内の神職で構成される「伊予神楽かななぎ会」で、現在は16人が所属している。例年は宇和島市内の神社で年間7回の奉納があり、日程は固定化されている。実際に、2024年4月14日に観覧した際の行程として、15時から16時春季例祭神事が行われ、その後17時頃から20時頃まで伊予神楽の奉納が行われた。神楽の演目は、造酒祭舞、式三番舞、喜余女手草舞、古今老神舞、内舞、身躰細女舞、弓之舞、神清浄舞、悪魔拂舞、鬼之舞、火焼之舞、妙剣之舞となっている（写真1）。



写真1 伊予神楽「身躰細女舞」
(2024年4月14日筆者撮影)

松山市の伊予里神楽は、「惟神会」が神楽の担い手となり、現在16人で構成される。伊予里神楽は松山市内の神社を巡回し、年間で計10回の奉納がある。実際に観覧したのは2024年5月2日の日吉神社と、2024年5月26日の金刀比羅神社での奉納である。どちらも15時から神事があり、その後15時30分頃から17時まで神楽の奉納があった。演目は舞之口、



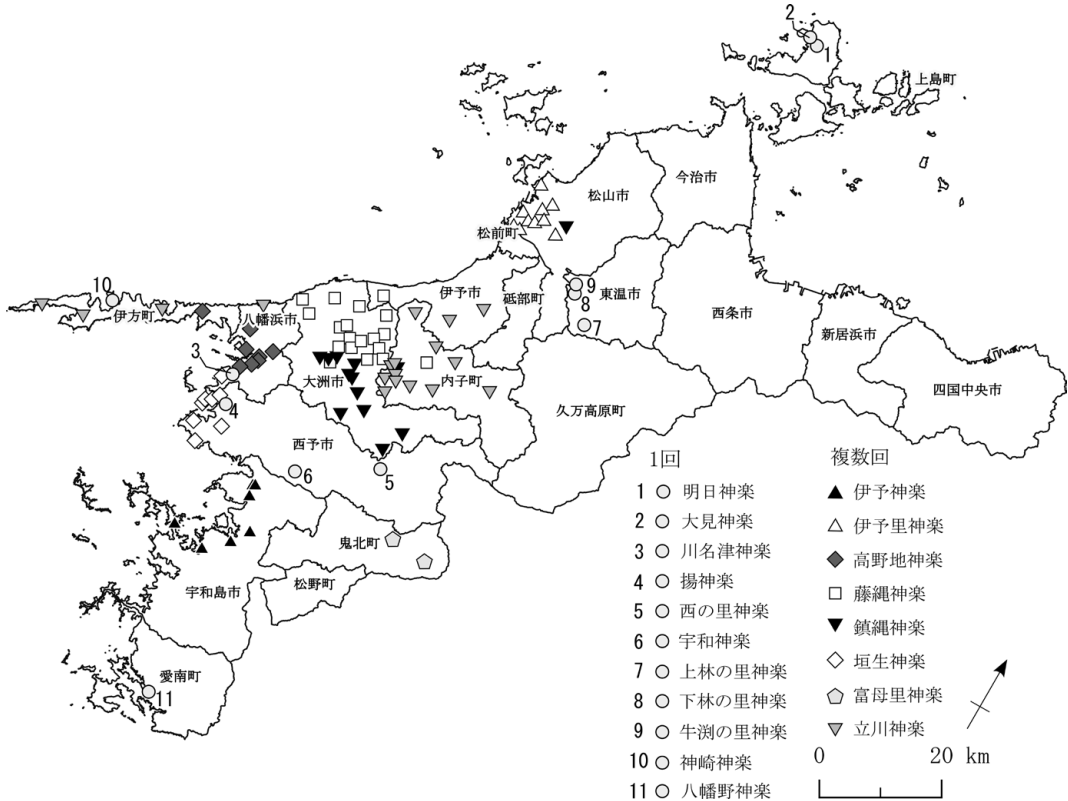
第1図 愛媛県における神楽開催地および担い手の属性（2024年）
(聞き取り調査より作成)

稚児神楽、神迎、山之翁、手草、三面、四天、大魔、鬼婦、弓之舞であるが、演目の省略や順番の変更があった(写真2)。

次に、地域住民が担い手となっている神楽は、神楽の開催日数が年に一回のみと複数回奉納する神楽に分類され、それを示したのが第2図である。複数回奉納している神楽は伝承組織が所在する市町だけでなく、他地域にまたがり奉納しているパターンもみられる。大洲市では藤縄神楽と鎮縄神楽が伝承しているが、どちらの神楽も内子町や松山市など大洲市外でも奉納が行われている。内子町の立川神楽においても、隣接する伊予市に限らず八幡浜市や伊方町での奉納がある。奉納場所においては、神社に限らず各地のイベントや、地域の祭りで奉納する機会がある神楽も存在する。例として、藤縄神楽は6月に旧柳沢小学校で開催される「ほたるまつり」や11月に肱川緑地公園で行われる「大洲まつり」、雲海展望公園での「雲海まつり」での奉納などが挙げら



写真2 伊予里神楽「大魔」
(2024年5月26日筆者撮影)



第2図 愛媛県における神楽の開催日数と神楽の分類 (2024年)
(聞き取り調査より作成)

れる。

担い手の属性は、地域ごとで差異がある。2023年の大晦日から翌年の元旦にかけて行われた西予市の宇和神楽では、地元の小学生9人が舞う子ども神楽が奉納された(写真3)。大太鼓や小太鼓、上、摺り鉦などの楽(がく)は大人が担当していた。また、今治市大三島の大見神楽は旧暦1月12日に年一回の奉納があり、地元の消防団員が主な担い手となっている。現在は、消防団だけでは神楽を舞う人数が足りないため、消防団10人弱に加え地域住民も参加し、一人で複数の役を担う場合があるという。こ

のように、それぞれの神楽によって担い手の多様化が確認された。

Ⅲ 地域住民が担い手となる神楽の活動実態

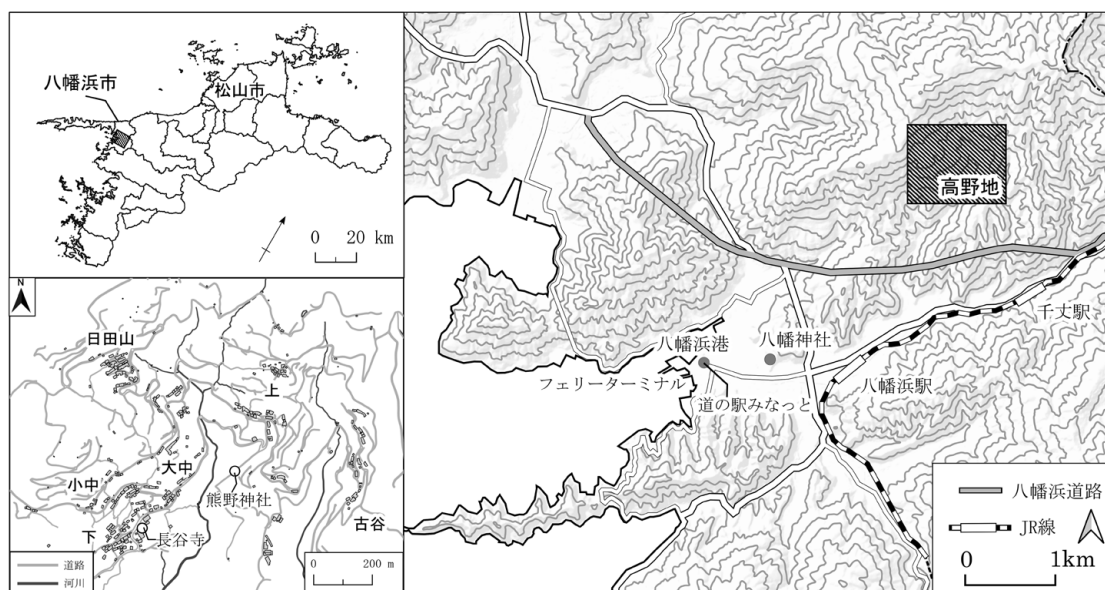
本章では、地域住民が担い手となっている神楽のうち、八幡浜市高野地で伝承されている「八幡神社高野地神楽部」の担い手に焦点を当て、部員への聞き取り調査およびアンケート調査の結果を記述する。

1. 八幡浜市高野地の地理的条件

柑橘栽培が盛んな愛媛県の中で、八幡浜市はミカン産出額が第一位²⁾である。八幡浜市は、人口31,987、世帯数14,370世帯³⁾、総面積133.03km²で、愛媛県の南西部に位置する(第3図)。四国の最西端である佐田岬半島の基部で、東側と南側は山地、北側は瀬戸内海、西側は宇和海に面している。宇和海側はリアス式海岸となっており、海側の急斜面には段々畑が広がる。八幡浜の地名は「八幡大神の鎮座する海浜の村落」の意味で、總鎮守八幡神社と関係があると言われる。八幡神社の境内一帯は矢野神山と称しており、万葉集にも「妻籠もる矢野の神山露霜に匂ひそめたり散らまく惜しも」(柿本人麻呂)と歌われている(八幡浜市誌編纂会, 2018)。

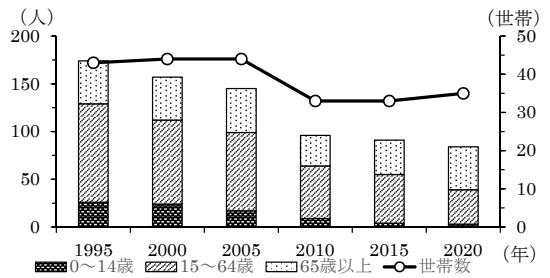


写真3 宇和神楽「火の舞」
(2024年1月1日筆者撮影)



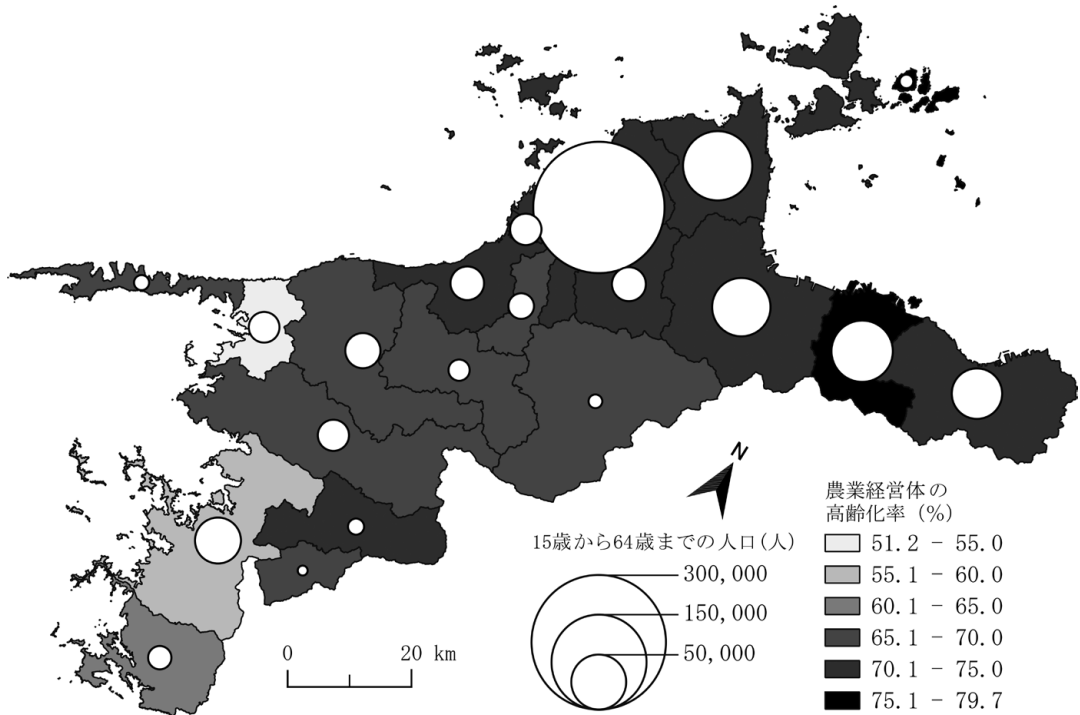
第3図 八幡浜市高野地の概観図

八幡浜市街地の北東側に位置する高野地は、JR八幡浜駅から車で約20分にある山間部の集落である。第4図より、1995年から2020年までの人口と世帯数の推移をみると、25年間で人口は約100人程度減少しており、2020年時点で84人となっている。標高約300mの急峻な場所に民家や農地が広がっており、ミカンをはじめとする果樹栽培が盛んである。八幡浜市高野地には「高野地フルーツ倶楽部」と呼ばれる、高野地産の果物を加工し販売する団体が存在しており⁴⁾、商品が「ダルメインWorldマーマレードアワード&フェスティバル⁵⁾」で金賞、銀賞を受賞するなどの成績を残している。八幡浜市の農業就業人口数は年々減少しているが、産業全体における割合は1985年までの減少傾向から、2010年から2020年にかけて18%から20%に増加している。八幡浜市のミカン農業においては、新規就農者の支援体制も整っている。八幡浜市および伊方町、西予市とJA、生産者などが連携し設置している「西宇和みかん支援隊」は、新規就農者の募集活動や農業就農時の農



第4図 八幡浜市高野地の人口と世帯数の推移 (国勢調査より作成)

地情報の斡旋など、就農希望者のサポートを行う⁶⁾。また、第5図より、愛媛県における農業経営体の高齢化率をみると、八幡浜市は51.2%で、愛媛県内では最も低くなっている。また、生産年齢人口である15歳から64歳までの人口が同程度の伊予市、大洲市、西予市と比較すると、いずれの市も農業経営体の高齢化率は65%を超えており、八幡浜市は人口全体でも若者が他地域よりも就農している可能性が読み取れる。



第5図 愛媛県における農業経営体の高齢化率と生産年齢人口 (国勢調査より作成)

2. 八幡神楽高野地神楽部の再興

八幡神楽高野地神楽部が奉納する高野地神楽は、八幡神社の神楽として八幡浜市を中心に奉納が行われている。神楽はもともと神官が舞っていたが、明治の初めに民間に継承するよう国のお触れが出たため、高野地に伝わったとされている（八幡浜市誌編纂会，2018）。道具調査の際に、高野地神楽の神歌本「神祭御神楽式目大全」を確認し、神歌本の原本が1912年に作成され、1973年に初代高野地神楽部の部員によって写本されたものが残されている。八幡浜市誌編纂会（2018）によると、高野地神楽は100年にわたって継承されてきたが、1979年に後継者不足で休止した。10年後の1989年には再興の気運が高まり、農業後継者有志により1991年の秋に地元熊野神社で仮お披露目を行った。その後、1992年の春祭りで本格的に再興したとされている。かつては28の演目があったが、現在は15演目あるいは16演目を奉納している（写真4）。高野地神楽部長への調査より、神楽再興のきっかけは「当時の八幡神社宮司が八幡浜に八幡神楽を演じる団体を作ろうとしていた。その時高野地には若い人も多く昔は高野地で継承していたこともあり、高野地の人達に再興してほしいと言われた」とあった。高野地神楽の再興への取り組みが始まった1989年頃から週2回から3回、西予市へ八幡神楽を教わりに行っていたという。再興の取り組みが開始した3年後の1992年から、高野地出身



写真4 高野地神楽「八岐大蛇を退治する須佐之男命」
(2024年4月21日筆者撮影)

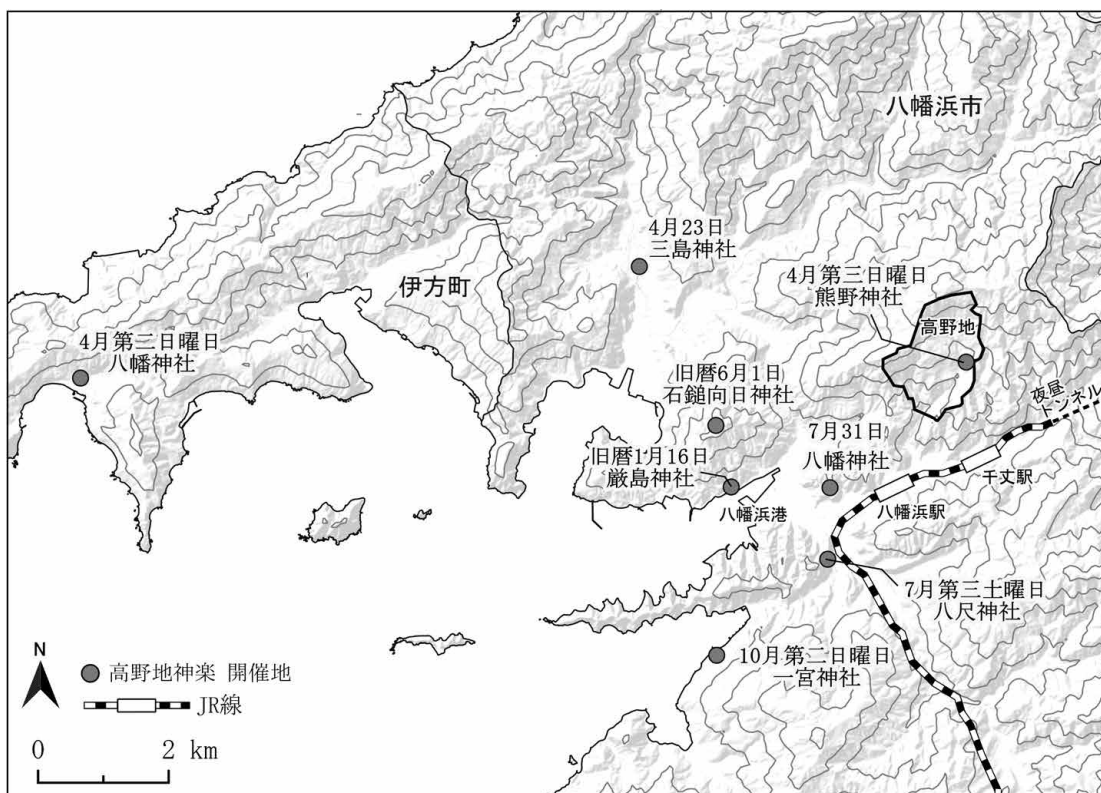
の部員のみで神楽の演目を舞うことができるようになり、高野地神楽の復活に至る。

3. 担い手の属性と活動状況

例年全演目を奉納するのは、4月第三日曜日に熊野神社で行われる春祭りとして、7月31日に總鎮守八幡神社で行われる夏越ワヌケ祭のみとされている。過去は20回ほど行っていたが、現在は8回ほどに減少している。第6図は、例年の奉納日程と場所を表し、八幡浜市で7カ所、伊方町で1カ所の奉納が行われている。

第1表より、担い手の年齢を見ると、最年少が26歳、最高齢が71歳、平均年齢が48.8歳であった。性別は21人全員が男性である。出身地は、21人中17人が八幡浜市高野地の出身で、2人が高野地外の八幡浜市内の出身である。部員Nが広島県、部員Qは四国中央市出身で、愛媛県内でも八幡浜市外出身の者や、愛媛県外出身の者も担い手として所属している。職業は、21人中16人が高野地で農家を営んでおり、5人は会社員やパートとして勤めている。居住地に関して、若年層の農家は、八幡浜市内の高野地外の地域に住み、高野地へ通っている傾向がみられる。血縁関係については、親子や兄弟で所属している部員もいた。活動年数は、再興当初から活動している担い手が最も長い活動年数で、35年前後となっている。最も活動年数が短いのは1年数カ月で、平均活動年数としては19.8年である。21人中7人が神楽の再興当初から活動しており、残り14人はそれ以降に入部している。

部内の役割は、主に演目ごとの担当に分かれ、1人が2役から3役を担う。カネや太鼓、笛などの「楽」の中でも、笛は演奏できる者が限られているのが現状で、現在は部長Aと部員Fの2人が担当している。第2表は、2024年7月31日に行われた夏越ワヌケ祭の行程と、当日に部員が担当していた演目を示す。演目は、神酒（みき）、手草、神請、鈴、巴那（はな）、魔祓、大魔（写真5）、路志、山ノ宇知、將軍、飛出、羅刹、岩戸（写真6）、幣帛（みてぐら）、大蛇、鎮火である。演目の1つの「神請」は、次の演目の「手草」と採物に変化するのみであることから、時間短縮のため省略することが多い。夏越ワヌケ祭の際には、神請と羅刹、鎮火を省略し、3時間から3時間



第6図 高野地神楽の奉納場所と日程（2024年）
（聞き取り調査より作成）

半に収め、観客の負担を考慮した時間に収まるようにしているという。練習の参加頻度に関しては、毎回参加およびほとんど参加している人が9割を占めていた。練習は演目の担当ごとで随時連絡をし、都合の良い日程に集まっているほか、新人が入部したタイミングで練習を行うことが多い。現在は月に2回から3回ほどであるが、今後は1週間に一度行いたいとのことである。

神楽に関わり始めた動機として、地元出身の部員は、神楽を再興するためや、入部以前に高野地神楽を実際に観覧し、幼い頃から神楽に慣れ親しんでいた経験があったことなどを挙げていた。八幡浜市外出身の部員によると、仕事で八幡浜市へ移住し、高野地出身の知人からの勧誘がきっかけであったという。また、家族が神楽部に所属していたことから、自身も神楽を始めた例も多い。県外出身の部員Nは、義理の父親が高野地で神楽をしていたことから入部を決めていた。活動を続ける理由として、中高年層の部員は「担い手が育つまで」、「次の世代に引き継

ぐため」など、神楽継承に対する意識や、次世代へ神楽を受け継いでほしい思いが読み取れる。若年層の担い手の声として、地域内での繋がりや交流の場の重要性が高い。また、「楽しいから」、「自分の演目ができただから」という神楽に取り組むことの魅力や、上達意欲が活動の継続理由となっているのが特徴である。

神楽で使用している道具に関して、衣装は何年かに一度作り替えるものもあるが、面などは壊れない限り使用できるため、大切に扱っている（写真7）。道具調査の際に確認した面は、神楽が開始された当時から現在まで使用されている面が多く、当時の神楽面師の刻印が残されている面もある。修理ができない面は場合に応じて新調し、昔の面は保管している。

神楽の振興に関して、観光化は進めず地域内での継承を重視する考えが指摘された。八幡神社の名誉宮司の考えとして、「神楽はショーではなく、神様に奉納するものである」という教えが守られ受け継

がれていることから、地域内で神楽を守ることに重きが置かれている。中高年層の部員が、後継者育成のための指導の際に心掛けていることとして、「35

年前に習ったように指導し、原形と今の舞を同じにする」、「伝承してきた舞をできる限り正確に教える」、「習ったことをアレンジなく伝え、教えること」

第1表 高野地神楽部員の基本属性 (2024年)

部員	年齢	出身地	居住地	勤務地	職業	活動年数
A	66	高野地	高野地	高野地	農家	36年
B	71	高野地	高野地	高野地	農家	36年
C	68	高野地	高野地	高野地	農家	30年
D	68	高野地	高野地	高野地	農家	36年
E	67	高野地	高野地	高野地	農家	35年
F	62	高野地	高野地	高野地	農家	35-36年
G	62	高野地	高野地	八幡浜市内(高野地外)	会社員	35年
H	61	高野地	高野地	八幡浜市内(高野地外)	会社員	35年
I	56	高野地	高野地	高野地	農家	25年
J	56	高野地	高野地	八幡浜市内(高野地外)	会社員	25年
K	55	高野地	高野地	高野地	農家	33年
L	41	高野地	八幡浜市内(高野地外)	八幡浜市内(高野地外)	農家とパート	1年数カ月
M	37	高野地	高野地	高野地	農家	15年
N	36	広島県	高野地	高野地	農家	2年
O	36	高野地	高野地	高野地	農家	16年
P	35	高野地	高野地	高野地	農家	13年
Q	35	四国中央市	八幡浜市内(高野地外)	八幡浜市内(高野地外)	会社員	1年数カ月
R	32	高野地	高野地	高野地	農家	1年数カ月
S	28	八幡浜市内(高野地外)	八幡浜市内(高野地外)	高野地	農家	1年数カ月
T	26	八幡浜市内(高野地外)	八幡浜市内(高野地外)	高野地	農家	2年
U	26	高野地	八幡浜市内(高野地外)	高野地	農家	2年

(聞き取り調査より作成)

第2表 2024年7月31日夏越ワヌケ祭の行程と部員の担当一覧

演目名	人数	楽 (笛はA,Fが交替)			時刻	所要時間
		大太鼓	小太鼓	カネ		
1 神酒	4 (B,H,N,T)	M	G	D	17:30-17:40	10分
2 手草	2 (I,U)	K	T	P	17:42-17:50	8分
3 神請		省略				
4 鈴	1 (F)	K	G	H	17:52-18:00	8分
5 巴那	1 (M)	O	N	P	18:00-18:12	12分
6 魔祓	4 (B,E,H,K)	A	T	N	18:14-18:20	6分
7 大魔	3 (B,G,U)	A	M	H	18:25-19:00	35分
8 路志	1 (K)	O	T	N	19:01-19:11	10分
9 山ノ字知	1 (I)	A	M	P	19:12-19:30	18分
10 将軍	1 (O)	K	U	H	19:32-19:41	9分
11 飛出	2 (A,E)	K	T	P	19:43-19:58	15分
12 羅刹		省略				
13 岩戸	2 (M,F)	U	G	H	20:00-20:10	10分
14 幣帛	2 (O,P)	K	G	T	20:12-20:19	7分
15 大蛇	5 (D,F,O,P,T)	K	M	I	20:22-20:42	20分
16 鎮火		省略				

注) 部員のアルファベットは第1表に対応している。
(聞き取り調査および提供資料より作成)



写真5 夏越ワヌケ祭における高野地神楽「大魔」
(2024年7月31日筆者撮影)



写真6 夏越ワヌケ祭における高野地神楽「岩戸」
(2024年7月31日筆者撮影)



写真7 高野地神楽で 사용되는幕と面の一部
(2024年10月8日筆者撮影)

という回答があった。このことから、昔から伝承してきた神楽の真正性を守ることへの重要性が伝わる。

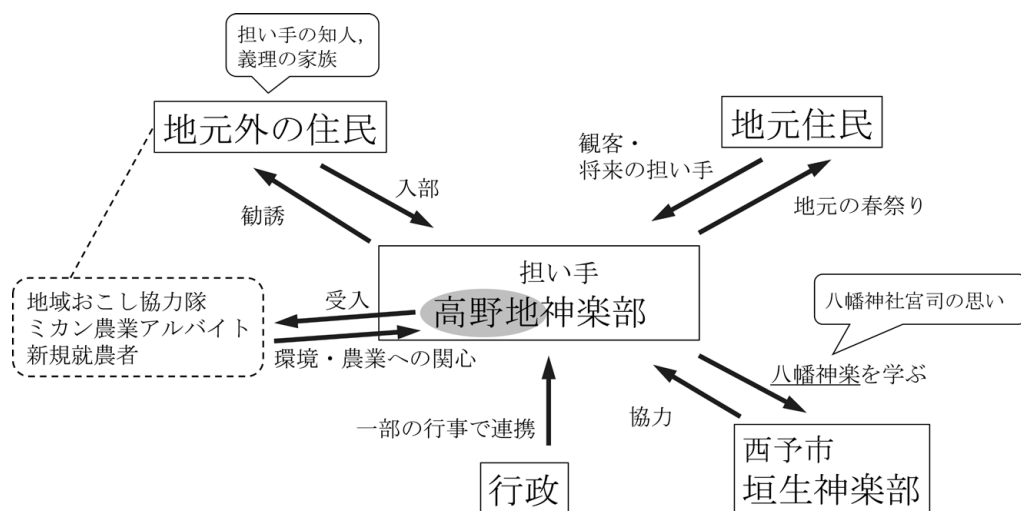
部員Lが「神楽を、時の流れで風化させてはいけない」と述べることから、1991年の再興後、30年以上続いている神楽を今後も守りたいという継承への思いが強い。現在、高野地神楽部では神歌本などの紙資料をデータベース化する取り組みを行っており、今後無形民俗文化財の指定を目指すことも視野に入れている。

IV 高野地における神楽の存続要因

以上の調査を踏まえ本章では、愛媛県八幡浜市高野地における神楽の存続要因を考察する。第7図は、高野地神楽と周辺との繋がりがや環境を示したものである。多くの中山間地域では人口減少や高齢化が顕著であるが、高野地集落では神楽の担い手が確保され、少なくない若者も担い手として活躍している。部員の21人中16人が高野地で農家を営んでおり、高野地での農業が今後も神楽の存続に影響を与えることが今回の分析から指摘できる。高野地ではミカン農業が盛んであることや、就農へのサポートが手厚いことから、新規就農者をはじめ、地域おこし協力隊やミカン農業のアルバイトなども受け入れている。地元外の住民が農業をきっかけに高野地に関わ

ることで、今後神楽の担い手となり得る人材も増えていくことが推察される。高野地の場合は農業であるが、林業や水産業、鉱業など、他地域でも生業となっている産業が存在する。特定の産業が地域で発達している場合、それに携わる労働者が、地域で伝承される民俗芸能の担い手として動員されていく可能性がある。

また、高野地神楽部では地元外出身の担い手を確保していることも、存続要因の要素として挙げられる。部長Aは、神楽の担い手を確保する際に「神楽に興味がある人であれば出身地に限らず、誰でも受け入れている」と話し、地元外出身者も積極的に受け入れる体制が整っている。一方で、神楽振興の考え方として、観光化は望まず八幡浜市内や高野地で存続し、継承されてほしいという考えが神楽部全体としてある。よって、自発的に高野地から外へ担い手の募集をかけることはせず、地元との繋がりから受け入れを進めてきた。他地域に当てはめると、神楽の本拠地へのアクセスのしやすさや、観光化への考え方など、地域によって担い手の受け入れ方に差異が出ると考えられる。高野地神楽の場合は、部全体が地域内での継承を重要視していることから、高野地外出身者の参加契機は部員からの勧誘もしくは義理の家族が神楽をしている場合であることが明らかとなった。観光化を大きく推進している場合は、



第7図 高野地神楽部と周辺環境の関係図
(筆者作成)

担い手の受け入れも多層化していくのではないかと考えられる。

地元への愛着や継承の意識という点で、御神楽発起者である八幡神社の名誉宮司の存在が、神楽部全体の神楽への意識を構築していることも重要な要素である。一度後継者不足で休止した神楽を次は絶やさないために、再興当初の神楽部員の信念や考えが若年層の部員にも伝わっている。再興当初の部員からは、新人の育成に関して「元の舞をできる限り正確に伝える」という回答があったように、神楽が始まった当初の真正性を守ることが重要となる。神楽が開始された際の状況や人物、運営方法など、地域ごとの特徴によって民俗芸能への意識には違いが出ると示唆される。

高野地神楽部は、地域の生業となる農業に携わる者が担い手の半数以上を占め、義理の家族や地元出身者からの勧誘などから、地元外出身者も受け入れていた。八幡神社の名誉宮司の思いが部全体の意識となり、地元での継承を望んでいることから高野地という地元への愛着が重要な要素である。これらの要素が関わり合い、複合的に結びついていることが高野地においての神楽存続に繋がっている。

V おわりに

本稿では、愛媛県内の神楽の存続状況を把握したうえで、愛媛県八幡浜市高野地の神楽の担い手に着目し、その存続要因を明らかにした。その結果、愛媛県内の神楽は、中予地方および東予地方では宗教的影響などで中断した事例が多い一方、愛媛県南部の南予地方では多様な神楽が現存し、活動していた。現在の活動状況においては、2019年頃からのコロナウィルスの蔓延をきっかけに休止した神楽が複数存在している。また、担い手の属性は、神職のみが担う神楽と地域住民が担う神楽に分類された。後継者不足や担い手の高齢化を課題として挙げている神楽も多く、民俗芸能を後世へ残していくために担い手の確保が必要である。神楽の開催日数は、年一回のみの奉納を行う神楽と複数回行う神楽に分かれた。神楽部等の団体の本拠地がある市町内だけでなく、他地域への奉納を行っている神楽もあり、活動頻度は神楽によって差異がみられた。

地域住民が担い手となる神楽の一つである八幡浜

市の「八幡神楽高野地神楽部」は、一度後継者不足で活動が中断された後、農業後継者有志によって再興され、現在まで活動が続いている。再興当初の部員に加え、高野地で盛んな農業に携わる若手の農家が担い手として活躍し、若年層の部員も確保されている。また、高野地外出身の担い手も数人所属しており、地元出身者に限らず幅広く入部を受け入れる体制が整っていた。中高年層の部員は、八幡神社名誉宮司の神楽に対する考えを次世代へ伝え、当初の神楽をそのまま継承するという真正性を重視している。よって、地元で神楽を継承したいという神楽部全体の共通意識が確立されている。

本研究では、中山間地域で人口減少や高齢化の問題が深刻化している状況でも、神楽の担い手が確保され、継承されている一つの事例を取り上げた。今後の研究課題として、今回取り上げた高野地神楽のように、愛媛県内の他の神楽でも若年層の担い手が確保されている事例が存在しているのかを把握することができなかった。愛媛県に限らず、他地域での神楽の存続要因の解明やその比較も今後行われるべきである。また、愛媛県内の神楽を観覧する中で、神楽の担い手はほとんどが男性に限られていた。女性が祭祀舞あるいは楽を担当している場面や、子どもによる神楽の奉納も確認したが、神楽の主となる役割を担うのは男性となっている。今後、後継者不足や高齢化が加速していく中で、女性や子どもがどのように神楽に携わっていくのか、関心を持つ事例の一つである。

付記

八幡浜市高野地の調査にあたり、総鎮守八幡神社宮司の清家貞宏様、禰宜の清家貞文様、八幡神楽高野地神楽部部長の清水喜代一様および部員の皆様、愛媛大学地域協働推進機構の大本敬久特定准教授に多大なるご協力をいただきました。佐田岬半島ミュージアム館長兼主任学芸員の高嶋賢二様には聞き取り調査および資料のご提供をいただき、心より感謝申し上げます。

宇城南総鎮守三島神社権禰宜の越智三和様には本稿構想の際から多岐に渡るご助言とご協力をいただきました。朝日八幡神社宮司の田内一弘様には県内の神楽に関する多数の情報共有をくださり、誠にあ

りがとうございました。

本研究にご協力いただいた皆様に心より厚く御礼申し上げます。

本稿は2025年1月に愛媛大学法文学部に提出した卒業論文の一部を修正したものである。本稿の骨子は愛媛地理学会令和6年度卒業論文発表会（愛媛大学）において報告した。

注

- 1) 愛媛県庁：「愛媛県推計人口」
<https://www.pref.ehime.jp/page/3340.html>（最終閲覧日：2025/1/13）
- 2) 農林水産省：令和4年市町村別農業産出額（推計）
https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sityoson_sansyutu/index.html（最終閲覧日：2025/01/14）
- 3) 総務省統計局：令和2年国勢調査
<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka.html>（最終閲覧日：2024/12/12）
- 4) 高野地フルーツ倶楽部：「高野地フルーツ倶楽部」
<https://nojifruits.base.shop/>（最終閲覧日：2025/01/18）
- 5) ダルメインWorldマーマレードアワード&フェスティバル in Japan 実行委員会：「ダルメインWorldマーマレードアワード&フェスティバル in Japan」
<https://marmalade-festival.jp/>（最終閲覧日：2024/12/12）
- 6) JAグループ：「JAにしうわの新規就農支援」
<https://agri.ja-group.jp/support/start/detail?id=1075>（最終閲覧日：2025/01/19）

参考文献

- 石川菜央（2004）：宇和島地方における鬮牛の存続要因—伝統行事の担い手に注目して—。地理学評論, 77, 957-976.
- E.ホブズボウム・T.レンジャー（2004）：『創られた伝統』紀伊国屋書店。
- 愛媛県教育委員会文化財保護課（1983）：『愛媛県の民俗芸能—無形民俗文化財調査報告書—』愛媛県

教育委員会。

- 愛媛県教育委員会文化財保護課（1999）：『愛媛県の民俗芸能—愛媛県民俗芸能緊急調査報告書—』愛媛県教育委員会。
- 倉光ミナ子（1998）：開拓地の形成と「花祭り」の再生。人文地理, 50, 383-395.
- 高崎義幸（2012）：「広島神楽」の伝承過程と興隆に関する社会学的研究。広島修大論集, 53, 265-279.
- 本田安次（1960）：『圖録日本の民俗芸能』朝日新聞社。
- 三村泰臣（2013）：『中国・四国地方の神楽探訪』有限会社南々社。
- 森 正康（2003）：伊予諸神楽の研究序説。伊豫史談, 331, 29-43.
- 八木康幸（1994）：ふるさとの太鼓—長崎県における郷土芸能の創出と地域文化のゆくえ—。人文地理, 46, 581-603.
- 山本健太・和田 崇・米良亘平（2016）：神楽の現代的状況：宮崎神楽と広島神楽にみる神事性と商品性。國學院大學紀要, 54, 43-71.
- 八幡浜市誌編纂会（2018）：『八幡浜市誌 第二巻 自然環境編 民族・文化編 産業経済編』, 八幡浜市。
- 和田 崇（2017）：広島県における神楽の担い手と観光資源化への対応。地理科学, 72, 43-55.